

# 青森県報

第二千五百十八号

平成十七年  
八月十九日  
(金曜日)

する。  
平成十七年八月十九日  
青森県知事 三 村 申 吾  
青森県規則第九十号

## 青森県農業経営負担軽減支援資金利子補給規則の一部を改正する規則

青森県農業経営負担軽減支援資金利子補給規則(平成十三年十二月青森県規則第九十一号)の一部を次のように改正する。  
第一条を次のように改める。

### (利子補給)

第一条 県は、意欲と能力を有しながら経済環境の変化等によって債務の償還が困難となっている農業者の当該償還に係る負担の軽減を図るのに必要な資金の融通を円滑にするため、当該資金を貸し付ける第二条第三号に規定する融資機関に対し、この規則の定めるところにより、当該資金に係る利子補給金を交付する。

第八条を第九条とする。

第七条中「第一条の利子補給に係る資金」を「農業経営負担軽減支援資金」に改め、同条を第八条とする。

第六条第一項第一号を次のように改める。

一 農業経営負担軽減支援資金を借り受けた者(以下「借受者」という。)の経営改善計画(経営改善計画書に記載された経営改善計画をいう。)の達成が困難であると認められたとき。

第六条第二項中「第三条」を「第四条」に改め、同条を第七条とし、第五条を第六条とする。

第四条中「資金」を「農業経営負担軽減支援資金」に、「第二条」を「第三条」に改め、同条を第五条とし、第三条を第四条とする。

第二条中「前条の利子補給の対象となる資金」を「農業経営負担軽減支援資金」に改め、同条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

### (農業経営負担軽減支援資金)

第二条 前条の利子補給の対象となる資金(以下「農業経営負担軽減支援資金」という。)は、次に掲げるすべての要件を満たすものでなければならない。

一 貸付対象者が、債務の償還が困難となつてると知事が認める農業者であつて、

## 目 次

青森県農業経営負担軽減支援資金利子補給規則の一部を改正する規則	(団体経営改善課) …… 一
告示	(財政課) …… 二
平成十七年度青森県一般会計補正予算(専決第一号)の要領	(高年齢福祉保険課) …… 三
介護保険法による居宅サービス事業者の指定	(経営支援課) …… 三
中核的支援機関の認定	(林政課) …… 四
保安林の指定予定	(経営支援課) …… 四
公告	(経営支援課) …… 四
大規模小売店舗の変更の届出	(漁港漁場整備課) …… 五
特定漁港漁場整備事業計画変更の公表	(整備事務所) …… 五
出先機関	(むつ県土整備事務所) …… 五
道路の位置の指定	…… 五

## 規 則

青森県農業経営負担軽減支援資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布

次のいずれかに該当するものであること。  
イ 次の要件を満たす個人

(1) 農業負債整理関係資金基本要綱（平成十三年五月一日付け一三経営第三百五十六号農林水産事務次官依命通知）第三の一の経営改善計画書（以下「経営改善計画書」という。）を作成しており、経営改善計画書の確実な実施及び農業経営負担軽減支援資金の確実な償還が見込まれること。

(2) 農業所得が総所得の過半を占めていること。

(3) 貸付けを受ける者（その者が六十歳以上である場合は、その後継者）が、現に主として農業に従事し（青森県農業大学校又は青森県営農大学校に就学している場合等を含む。）、かつ、将来においても主として農業に従事する見込みがあると認められること。

ロ 次の要件を満たす法人

(1) イの(1)に掲げる事項

(2) 農業に係る売上高が総売上高の過半を占めていること。

二 農業経営に必要な資金に係る借入金（知事が別に定める資金に係る借入金にあつては、その貸付利率が年五パーセント以下のものを除く。以下「営農借入金」という。）の借換えであること。

三 融資を行う者が次に掲げる金融機関（以下「融資機関」という。）であること。

イ 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第二号の事業を行う農業協同組合

ロ 農業協同組合法第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合連合会

ハ 農林中央金庫

ニ 銀行

ホ 信用金庫

四 一 農業者当たりの貸付限度額が当該農業者の営農借入金の残高に相当する額であること。

五 償還期間（据置期間を含む。）が十年以内（貸付対象者の営農借入金の年間償還額等を勘案して特に必要があると認められる場合にあつては、十五年以内）であること。

六 据置期間が三年以内であること。

七 償還方法が均等年賦払の方法によるものであること。

八 貸付利率が知事が別に定める利率であること。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の青森県農業経営負担軽減支援資金利子補給規則の規定は、平成十七年四月一日以後において貸付けのなされる農業経営負担軽減支援資金に係る利子補給金について適用し、同日前に貸付けのなされている農業経営負担軽減支援資金に係る利子補給金については、なお従前の例による。

告 示

青森県告示第六百八十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百七十九条第一項の規定に基づき平成十七年八月十日専決処分した平成十七年度青森県一般会計補正予算（専決第一号）の要領は、次のとおりである。

平成十七年八月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

平成17年度青森県一般会計補正予算 (専決第1号)

平成17年度青森県一般会計補正予算 (専決第1号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,132,383千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ741,269,028千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		補正前の額	補 正 額	計
款	項	千円	千円	千円
9	国庫支出金	128,911,461	1,132,383	130,043,844
3	委託金	1,634,489	1,132,383	2,766,872
歳入合計		740,136,645	1,132,383	741,269,028
歳 出		補正前の額	補 正 額	計
款	項	千円	千円	千円
2	総務費	32,150,526	1,132,383	33,282,909
6	選挙費	106,428	1,132,383	1,238,811
歳出合計		740,136,645	1,132,383	741,269,028

青森県告示第六百八十四号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十七年八月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一部事務組合 下北医療センター	五所川原市水野 尾懸樋二二二 三	氏名称又は 名は 主たる事務所の 所在地又は住所	指定居宅サービス事業者
通所リハビリテーション センター	訪問介護	居宅サービス の種類	居宅サービス事業を 行う事業者
むつ市小川町一 丁目二の八	訪問介護 つばさ センター シヨビ ン病院	名 称 所 在 地	指 月 日 定
むつ市桜木町一 三	五所川原市松島 町六の四九	平成 一七・ 八・ 三	

青森県告示第六百八十五号

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成十一年法律第十八号)第二十六条第一項の規定により、中核的支援機関を次のとおり認定したので、同条第四項の規定により公表する。

平成十七年八月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

財団法人二十一 総合支援センター	住所及び事務所の所在地	認定年月日
青森市新町二丁目四の一		平成一七・ 八・ 三

青森県告示第六百八十六号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十七年八月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

むつ市大字田名部字立山一・三・字大石川目二七の内・字矢立山一の一・大字関根字金沢山一・川内町高野山一の一・川内町湯の川山一・川内町田野沢山一の一・川内町曾古部山一の一・大畑町大尽山一・大畑町朝比奈岳一の一・一の二・大畑町赤滝山一の一・大畑町葉色山一の一から一の六まで・脇野沢二又一の一・脇野沢源藤城一の一・下北郡東通村大字猿ヶ森字猿ヶ森一の一・大字尻岩字中野六の一・大字野牛字稻崎平八の一五の内、字釜の平一の一五の内・字木賊澤三の三の内・字水上二〇四の二・二〇五の内・字上山一・字前山一の内・大字蒲野沢字時蔵沢一・字大森一の内・大字目名字向野一の七の内・大間町大字奥戸字二股山一の一・風間浦村大字下風呂字佐久間一の一（以上三五筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は択伐による。

- 字立山一・三・字大石川目二七の内・字矢立山一の一・字金沢山一・川内町高野山一の一・川内町湯の川山一・川内町田野沢山一の一・川内町曾古部山一の一・大畑町大尽山一・大畑町朝比奈岳一の一・一の二・大畑町赤滝山一の一・大畑町葉色山一の一から一の六まで・脇野沢二又は一の一・脇野沢源藤城一の一・字猿ヶ森一の一・字中野六の一・字水上二〇四の二・二〇五の内・字上山一・字前山一の内・字時蔵沢一・字大森一の内・字向野一の七の内・字二股山一の一（以上の三一筆について次の図に示す部分に限る。）

3 その他の森林については、主伐に係わる伐採種を定めぬ。

4 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

5 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課並びにむつ市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年八月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

八戸ニュータウンショッピングセンター

八戸市北白山台五丁目一の七

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社八戸タウンセンター

八戸市北白山台五丁目一の七

代表取締役 三浦紘一

三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	一、九三三平方メートル	五、一一九平方メートル	平成一六・四・二
大規模小売店舗の施設	三・一五台	四二二台（位置は、届出書添付図面のとおり）	
駐車場の位置及び収容台数			

設置の配  
するに配  
するに配  
するに配

大規模小売店舗の設置に 関する事項	大規模小売店舗の設置に 関する事項	大規模小売店舗の設置に 関する事項	大規模小売店舗の設置に 関する事項	大規模小売店舗の設置に 関する事項	大規模小売店舗の設置に 関する事項
大規模小売店舗の設置に 関する事項	大規模小売店舗の設置に 関する事項	大規模小売店舗の設置に 関する事項	大規模小売店舗の設置に 関する事項	大規模小売店舗の設置に 関する事項	大規模小売店舗の設置に 関する事項
大規模小売店舗の設置に 関する事項	大規模小売店舗の設置に 関する事項	大規模小売店舗の設置に 関する事項	大規模小売店舗の設置に 関する事項	大規模小売店舗の設置に 関する事項	大規模小売店舗の設置に 関する事項
大規模小売店舗の設置に 関する事項	大規模小売店舗の設置に 関する事項	大規模小売店舗の設置に 関する事項	大規模小売店舗の設置に 関する事項	大規模小売店舗の設置に 関する事項	大規模小売店舗の設置に 関する事項

四 届出年月日

平成十七年八月十日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁

2 期間

平成十七年八月十九日から同年十二月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあっては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十七年十二月十九日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

特定漁港漁場整備事業計画変更の公表

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第十七条第十項の規定により、野牛地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を変更したので、同項の規定により公表する。

なお、当該変更後の特定漁港漁場整備事業計画は、青森県農林水産部漁港漁場整備課及び下北地方農林水産事務所下北地方漁港漁場整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年八月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

出 先 機 関

むつ県土整備事務所告示第六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、むつ県土整備事務所及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年八月十九日

むつ県土整備事務所長 木 村 正 博

むつ市栗山町五三八の四、 むつ市大字田名部字女館 川目の内栗山三四の六八	位 置	二七・六九メートル	延 長	六・〇五メートル	幅 員	平成 一七・八・九	指 定 年 月 日
--	-----	-----------	-----	----------	-----	--------------	--------------

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号 青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町一丁目番七  
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭